

## 福島県企業局条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、福島県企業局が発注する物品の買入れ及び印刷物の製造（以下「物品購入等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事務所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、福島県企業局財務規程（昭和44年企業局管理規程第8号。以下「規程」という。）第231条の規定に基づき、必要な事項を定める。

### （対象案件）

第2条 対象案件は、福島県企業局が発注する物品購入等のうち1件の予定価格が物品の買入れにあっては160万円、印刷物の製造にあっては250万円を超えるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）の規定に基づき一般競争入札を実施するもの及び随意契約により契約を締結するものを除くものとする。

### （入札参加資格）

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 福島県が定める物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和60年4月1日制定。以下「要綱」という。）第5条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
  - (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 公告日から入札日までの期間に、要綱第9条の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- 2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 本店又は営業所等の所在地に関すること。
  - (2) 当該物品等と同種の納入実績に関すること。
  - (3) その他必要な事項

### （入札の公告）

第4条 施行令第167条の6及び規程第194条の規定に基づく公告は、次に掲げる事項について、福島県企業局及びいわき事業所の公式ホームページに掲載する方法により行う

ものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (7) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (8) その他必要な事項

(入札説明書等の周知)

第5条 契約権者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を入札公告に示した方法により交付又は周知するものとする。

- 2 入札説明書等に対する質問は、条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（第1号様式）（以下「質問書」という。）により、規程第2条第9号に定める契約権者が受け付けるものとする。
- 3 契約権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を条件付一般競争入札説明書等に関する回答書（第2号様式）（以下「回答書」という。）に記載し福島県企業局公式ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）（以下「資格確認申請書」という。）を公告に示す期日までに契約権者へ提出しなければならない。

- 2 契約権者は入札参加希望者の参加資格について審査し、参加資格の有無を条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 入札参加希望者は、仕様書に示す想定品以外の物品で仕様を満たすものとして、入札参加を希望する場合は、資格確認申請書提出期限までに契約権者へ提案協議書（第5号様式）にカタログ等を添付して持参、郵送又はファクシミリで提出し、仕様を満たしていることの確認を受けるものとする。

(無資格者への理由説明)

第7条 入札参加資格がないと通知された者は、前条の通知を受けた日から起算して2日以内（休日を除く。）に、書面をもって契約権者に説明を求めることができる。

- 2 契約権者は、前項の規定による説明を求められた日から起算して2日以内（休日を除

く。)に書面をもって回答するものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付は、規程第197条第1項第4号の規定により免除するものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の3に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

(入札)

第9条 入札は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、入札公告に示す日時及び場所へ提出することにより行うものとする。

2 入札参加者が代理人をして入札しようとするときは、入札前に委任状(第7号様式)を提出するものとする。

3 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(再度入札)

第12条 入札執行権者は、開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

- 2 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付するものとする。ただし、規程第179条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(附則)

この要領は、平成21年11月20日から施行する。

第1号様式  
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

平成 年 月 日

(契約権者)

入札参加者 住 所  
商号又は名称 (代表者印省略)  
代表者職・氏名  
電話番号 ( )  
ファクシミリ ( )

案 件 名	○○○○○ ○○(数量)
質 問 事 項	

第2号様式

入札説明書等に関する回答書

平成 年 月 日

(契約権者)

案 件 名	○○○○○ ○○(数量)
質 問 事 項	
回 答 事 項	

第3号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

○○年○○月○○日

(契約権者)

(〒　　一　　)

住　　所

(ふりがな)

商号又は名称　　　　　　　　　印

代表者職・氏名

電　　話　番　号　(　　一　　一　　)

F　A　X　番　号　(　　一　　一　　)

(作成担当者職・氏名　　)

○○年○○月○○日付け公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名
- 2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録について
  - (1) 登録番号 ( )
  - (2) 有効期間 ○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで
- 3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる指名停止等の措置の有無について  
有・無
- 4 本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある事務所）
- 5 公告に示した仕様書等の物品の納入実績について
  - (1) 発注機関 (資料を添付し、「別紙のとおり」でも可)
  - (2) 納入物品名 "
  - (3) 納入場所 "
  - (4) 契約年月日 "
  - (5) 数量 "
  - (6) 契約金額（税込） "
- 6 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料 別紙「提案協議書」のとおり  
※4～6及びその他必要とする添付資料がある場合は適宜、追加・修正すること。

第4号様式

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

様

(契約権者)

印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認した  
ので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	記	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の 有 無	入札参加資格が ないと認めた 理 由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について  
説明を求めるることができます。  
2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため  
提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

第5号様式

提案協議書

○○年○○月○○日

(契約権者)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 ( - - - )

F A X 番 号 ( - - - )

(担当者氏名 )

「(案 件 名)」の提案について

「(案 件 名)」の提案について、仕様を満たすものとして、別添のとおりカタログ等を添付し、提出しますので確認してください。

案 件 名	提案品名	規格・型番	定 價

※定価は、消費税抜きの金額とすること。

上記のとおり提案協議のありました件について、内容を確認した結果は、次のとおりです。

仕様を満たしているものと認めます。

仕様を満たしておりません。

(いずれかを○で囲む。)

○○年○○月○○日

(契約権者)

(担当者名及び電話番号)

第6号様式

入札書(見積書)

金額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品名 ○○○○  
納入場所 ○○○○○○  
納入期日 ○○年○○月○○日

上記のとおり入札(見積)いたします。

○○年○○月○○日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

(代理人氏名

印

印)

(契約権者) 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、￥を付すこと。  
2 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。

第7号様式

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

〇〇年〇〇月〇〇に執行される「〇〇〇〇　〇〇」の入札及び見積に関する一切の権限。

〇〇年〇〇月〇〇日

(契約権者) 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要)

(記載例)

## 入札公告(例)

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県企業局財務規程（昭和44年企業局管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第194条第1項の規定により公告する。

年　月　日

福島県知事 ○○○○（又は福島県企業局いわき事業所長○○○○）

### 1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び数量 ○○○○ ○○
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 ○○年○○月○○日
- (4) 納入場所 ○○○○

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第660号）第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

※(4)は、特殊な物品を除き要件として付すものとする。(5)は特殊な物品の場合に要件として付すものとする。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けな

ければならない。

- (1) 提出期限 ○○年○○月○○日( ) 午後○時まで  
(2) 提出場所 郵便番号○○○一○○○○ 福島県○○市○○町○○丁○番地  
○○○○  
電話番号 ○○○一○○○一○○○○

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県企業局ホームページにおいて公開する。

イ 期間 ○○年○○月○○日( )～○○年○○月○○日( )

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 ○○年○○月○○日( ) 午後○時○分

イ 場所 3に掲げる場所に同じ。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、契約権者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県企業局経営企画課（又は福島県企業局いわき事業所総務課）

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ファクシミリ 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇〇@pref.fukushima.jp

(記載例)

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 44 年企業局管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県企業局が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件入札は電子入札により実施する。

### 1 発注者（契約権者） 福島県知事 ○○○○

（又は福島県企業局いわき事業所長○○○○）

### 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、指名停止者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

※ 福島県出納局ホームページでの指名停止情報に注意すること。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

（1）入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付のうえ提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意）

イ 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料

納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意）及び提案協議書（第 5 号様式）を添付すること。

ウ 製造元からの、当該指名停止業者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入先となっていない旨の証明書又は申請者による確認書（様式任意）

エ 保守及び修理体制に関する調書（様式任意）

### 5 入札書の提出期間等

(1) 資格確認申請書の提出期限

福島県企業局経営企画課（又は福島県企業局いわき事業所総務課）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 開札の日時及び場所

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時〇〇分 〇〇〇〇会議室

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、上記5の(2)の日時及び場所に持参すること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金

財務規程第197条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札の結果、入札書に記載された最低の金額が予定価格に達しないときは、再度入札を実施する。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県企業局（又は福島県企業局いわき事業所）から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、福島県企業局経営企画課（又は福島県企業局いわき事業所総務課）に平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで説明を求めることができる。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなけ

ればならない。

- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

## 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (5) 記名、押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札書
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- (10) その他県において特に指定した事項に違反した入札書

### 13 落札者の決定方法

(1) 財務規程の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を定める。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県企業局出納取扱金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規程第 73 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規程第 179 条第 1 項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 15 契約書等の作成

(1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。

### 16 契約条項は、契約書(案)及び財務規程による。

### 17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記 5 の(1)と同じである。